

人権特集号



市民人権講座
「水平社博物館現地学習」
令和5年10月24日(火)



実は知らないかも	2
人権擁護委員、人権ふれあいセンター	3
啓発活動強調事項	4
ファミリーシップ宣誓制度	6
人権作文	8
人権3法	10
ハンセン病	11
こども人権	12
女性の人権	13
男女共同参画社会、インターネットと人権、 本人通知制度	14
本人通知制度登録申込書	15

「あま市ファミリーシップ宣誓制度」
を2025年1月1日から開始します。

～人権啓発キャッチコピー～
「誰か」のこと じゃない。

実は知らないかも... 人権のこと

人権って？

人権とは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

誰もが幸福に生きていくために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

(第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画1ページ抜粋)

●世界人権宣言

20世紀に世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦では、特定の人種の迫害や大量虐殺、人権侵害や抑圧が横行し、多くの人の命が奪われました。そこで、このようなことを二度と繰り返さないよう昭和23年(1948年)12月10日の国際連合第3回総会において、すべての人と国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

●日本国憲法

日本でも人権に関して憲法の中で世界人権宣言と同じ内容を定めています。基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



●あま市人権尊重のまちづくり条例

あま市では、平成23年に愛知県内で初めて人権に関する条例を制定しました。

条例の前文では、「私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。」とうたわれています。差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、自らの人権意識を高め、市や市民、事業者が互いに協力し合っていかななくてはなりません。

人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員をご存知ですか。

あま市には法務大臣に委嘱された11名の人権擁護委員が活動し、地域の人々の人権相談、人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。人権啓発活動では、街頭啓発、人権教室、咲かせよう人権の花運動など、様々な活動を行っています。

人権教室では、市内の小学校・保育園へ出向き、ペーパースートやクイズなどを通じて子ども達と一緒に人権について考え、人権の大切さを伝えています。



<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002854.html>



街頭啓発活動



人権教室



咲かせよう人権の花運動

相談窓口のご案内

毎月第3金曜日（祝日の場合は前日）に人権擁護委員による人権相談を開催しています。

予約不要で相談内容等の秘密は厳守いたします。

広報や市ウェブサイトにて、ご確認ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002851/1002852.html>



『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の人権ふれあいセンターには、1階に図書室や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階と3階では、ダンスや手芸、歌謡等の教室を開講しています。

1階エントランスでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師・小笠原登博士の遺品・遺稿を展示しています。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えています。是非ご来館ください。

<住所> あま市西今宿平割二32番地

<開館時間> 午前9時から午後5時まで（日曜、祝日、年末年始は休館）

<電話> 052-444-5393



令和6年度 啓発活動強調事項

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題が深刻化しています。こどもが一人の人間として、また権利の享有主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパートやマンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制的な隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穩を脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるもので、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

令和7年1月 あま市ファミリーシップ宣誓制度が始まります

誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、「あま市ファミリーシップ宣誓制度」を創設します。

◆あま市ファミリーシップ宣誓制度とは…

同性カップルに限らず、様々な事情によって婚姻をしない、あるいはできないカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した2人が宣誓し、あま市が宣誓書受理証明書等を交付するものです。

2人のほかに、生活を共にしている近親者（3親等内）等がいる場合で、希望する場合は、宣誓書受理証明書等へ近親者等の名前を記載できます。

制度を利用される方たちの例

婚姻制度は
使いたくない



家族として
認めてほしい



パートナーと
ずっと一緒にいたい



様々な理由で
結婚しない



※イラストは DALL-E3 で作成

●対象者の要件

宣誓にあたっては、次の要件を全て満たしている方が宣誓できます。

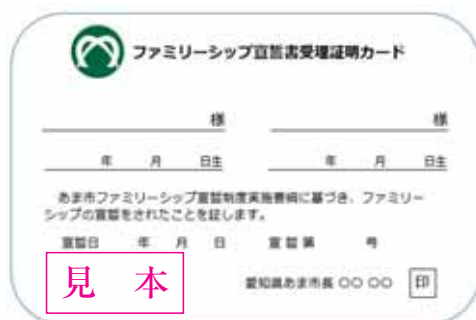
- 成年に達していること
- 双方があま市に住所を有する、又はいずれか一方があま市に住所を有し、他方が転入予定であること
- 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
（ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象）
- 双方のいずれもが宣誓しようとする相手方以外の者と婚姻、事実婚、ファミリーシップに類する関係にないこと
- 双方が民法に規定する婚姻をすることができない者同士の関係（近親者等）にないこと
（ただし、パートナーの関係にある二人が、養子縁組により近親者となった場合、又は養子縁組をしていたことにより婚姻できない関係の場合は、宣誓することができます）

●宣誓の流れ

予約の申込み（あま市人権推進課へ電話又は電子申請でお申し込みください）

必要書類を提出していただき宣誓（対面宣誓またはオンライン宣誓）

宣誓の後日、受理証明書及び受理証明カードを交付



ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

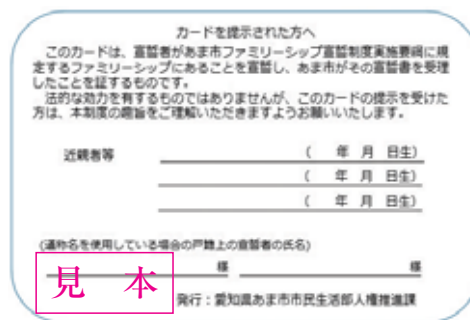
様 様

年 月 日生 年 月 日生

あま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日 宣誓第 号

見 本 愛知県あま市長 ○○ ○○ 印



カードを提示された方へ

このカードは、宣誓者があま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップにあることを宣誓し、あま市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

近親者等 (年 月 日生)
(年 月 日生)
(年 月 日生)

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名) 様

見 本 発行：愛知県あま市市民生活部人権推進課

●制度利用者が受けられる行政サービス等

- 住民票の続柄を縁故者へ変更
- 各種申請の代理申請
- 保育園、保育園の一時保育の送迎
- 放課後児童クラブの迎え 等
- あま市民病院における入院・治療・検査などの医療行為に関する説明
（受理証明書等の提示は不要です）

※サービスの利用に当たっては、受理証明書等の提示や各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。



詳細については、あま市公式ウェブサイトの人権推進課のページをご覧ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1009935.html>



ら、もつと個性が出せて、もつとユーモアの溢れる世の中になると思いますが。私ももしかしたら人権問題に直面するかもしれないけれど、その時はソフトボールから学んだ相手を尊重することを実践していきたいです。

一人称は

あま市立美和中学校三年
今枝 美優

一人称はなぜ複数あるのだろうか。なぜ統一されていないのだろうか。この考えに疑問をもつ人もいるだろう。だが一度一人称について考えてほしい。

一人称には私や僕、うちや俺など数々の種類がある。それらを用いて、自分の印象や社会的地位などのさまざまな要素を定義できる日本語の一つであるが、私はその定義できてしまふところ、少し違和感をもっている。私と言われたときにどんなイメージをもつだろうか。多くの人は女性のイメージをもつだろう。僕だったらどうだろうか。これは男性

のイメージをもつ人が多いだろう。このような、これは女性、これは男性といったイメージが少し苦手だ。決して、このイメージがよくないと言っている訳ではない。苦手なのだ。ある日、友達と話しているとき一人称の話になった。そこで「女性が俺とか僕って言うの好きじゃないんだよね。」と友達が言った。そのとき私の一人称は俺だった。私って言うのは女性らしいすぎてなんだか嫌だったから俺と言っていたのだ。この出来事から、女で俺って言うのはそんなにおかしいことなのだろうかと不安になり、「自分」と言うようになつた。だから、一人称のイメージが苦手なのである。

最近よく聞くSDGsは授業でも耳にしたり、教科書に載っていたりする人が多い言葉である。SDGsの五番ジェンダー平等について考える機会があつた。そこで、ジェンダーについて調べると、トランスジェンダーという人がいることを知つた。トランスジェンダーとは心の性別と体の性別が一致していない人のことを指す言葉である。学生のトランスジェンダーの人はなかなか親や友達に言えないことが多いらしい。

い。もしかしたら、無理をして一人称を女性のイメージが強いもの、男性のイメージが強いものを使っている人がいるかもしれないと思うと一人称で自分の印象を定義できてしまうのはやっぱり生きづらい。女性だと思われている人があとから心は男性だとカミングアウトしたら周りの人から引かれたというようなことも起こっているのではないか。ただの日本語の一つ、たった一言のイメージだけで苦しんで悲しんでいるってさすがに生きづらすぎると思う。

アニメやマンガのキャラクターの一人称はキャラクターにすごく合っているそのキャラクターの性格を引きたたせる大切な要素だけれど、外国語に翻されると結局はすべてI、私になる。ほかに外国の人が日本語を勉強するときに用いるワークでは一人称が私で書かれている。だから、日本語の一人称も私だけになつて、一人称で悩んでいる人たちが楽になれたらいいが、今さらこの日本で一人称を一つにすることは不可能だ。一人一人の「女性らしい」「男性らしい」といったイメージをなくさせない限り、一人称の悩みはずっと永遠に続く。とはいえ、トランスジェンダーという考え方は割と新しいものだからイメージを簡単に変えることはできない。二〇三〇年にはそういう意識が少しずつ増えることを願う。

この作文の一番初めの文にある、『一人称はなぜ複数あるのか』『なぜ統一されないのか』というのは、私もトランスジェンダーだったら、どんなことを思うかを考えて、思っていた言葉である。自分が一人称で悩んでいたこともあつたから、一人称のテーマで作文を書いたが、おそらくトランスジェンダーの人達は他にも考えることがもつとたくさんあるだろう。悩みながらも今を生きている人達を尊敬したいと思う。

一人称は、自分の印象を定義できる魅力的だが、逆に定義できしてしまうからこそ生きづらさを感じたり悲しい思いをしたりする人がいるということを知ってほしい。自分の印象を決める一人称は自由に選ぶことができる日本になつてほしい。『女性らしい』『男性らしい』というイメージが薄くなつてほしい。一人称の悩みが今後なくなってくればな、と思う。

人権に関する作文の紹介

ソフトボールから

学んだこと

あま市立七宝北中学校二年
後藤 美咲

私は今ソフトボール部に所属しています。最初は全くルールも分からず、打つことも投げることもできませんでした。そこから練習を重ねて上達しました。そして、楽しくソフトボールに取り組んでいます。私はソフトボールに取り組む中で大切なことを学びました。

それは、相手をリスペクトすることです。ソフトボールは味方チームに九人、相手チームに九人いてようやく試合をすることが出来ます。さらに監督、審判などたくさんの方が関わっています。だから試合ができることに感謝し、挨拶をするときには帽子を取って精いっぱいのおおきな声を出します。またこの夏開催され

たパリオリンピックでも、負けを認め、相手を笑顔で祝福していたり、笑顔で抱き合っていたりして相手をリスペクトする様子が見られました。このようにお互いを尊重し合うことは日常生活でもとても大切なことではないでしょうか。

私が今回の作文のテーマ「人権」と聞いて思い浮かんだものは、「多様性」でした。現在地球にはおよそ八十一億九千万人が生活しています。つまりそれだけの色とりどりの個性があります。その一方で「あの子なんか変」というように個性を否定して、いじめや差別が起こってしまうのはとても悲しいし、無くさなければならぬと思います。それを無くすために思いついたのが、お互いを尊重するということです。では具体的にどうしたらいいのでしょうか。私はお互いを尊重する例としてスポーツを挙げました。礼儀正しくしっかりと挨拶をすることや、自分の負けを認め、相手を素直に祝福す

ることです。このようなことをどんな人に対してもするべきなのではないでしょうか。それらが実現できると、三つのメリットがあると思います。

一つ目のメリットは差別やいじめの減少です。相手を尊重することができれば、むやみに相手を否定することが無くなります。また相手を尊重することによって悪口や暴力も少なくなると思います。最近問題視されているインターネット上での誹謗中傷も少なくなり明るい世の中になると思います。

二つ目のメリットは相手をより深く知ることが出来ます。相手を尊重するには思いやりの精神がとても重要になってきます。「この子にはこれを言ったら傷つくかもしれない」そのように相手のことをしっかりと考えることで相手をより深く知ることが出来ます。

三つ目は新しいアイデアや創造性が生まれやすくなります。相手を尊

重することで相手の意見をより深く知ることができ、またその意見を取り入れることも出来ます。

このように、相手を尊重するということはたくさんさんのメリットをもたらしてくれます。最近「男らしく」「女らしく」ということに不快感を持つ人達を尊重して、ジェンダーレスの取り組みも多く行われるようになりました。私の学校でも制服が学ランとセーラー服から、ブレザーに変更がされ、スカートとズボンが選択できるようになりました。

私はソフトボールを通して相手を尊重することの大切さを学びました。特に相手を尊重することは現在起きている人権問題の切り札になるくらい、とても大切なことだと気づきました。この世界にはたくさんさんの素敵な個性が溢れていて、それが否定されてしまう世の中はとももったいないと思います。だから礼儀をもって挨拶をするなど、小さなことでもいいから相手を尊重するようになった

差別を解消することを目的にした3つの法律（人権三法）をご存じですか？

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

この法律は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害を理由とする差別の解消を推進しようとするものです。

- 障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/syougaisya/1002149.html>



あま市では、手話通訳者を設置しています。

【設置場所】

障がい福祉課 ☎ 052-485-5980 FAX 052-444-1074

【設置時間】

毎週月曜日 午前9時から正午まで

毎週木曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

◇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、国等の責務を明らかにするとともに基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

○ヘイトスピーチとは？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

（「人権擁護に関する世論調査」より）

外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル）

☎ 0570-090911

平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語
タイ語

民族や国籍等の違いを認め、
互いの人権を尊重し合う社会
を共に築きましょう



◇部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）

部落差別解消推進法

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識の下に、基本理念を定め国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相続体制の充実等を定めることにより、部落差別がない社会の実現を推進しようとするものです。

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。

人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

部落差別（同和問題）に関すること

名古屋法務局人権擁護部

☎ 052-952-8111

名古屋法務局津島支局

☎ 0567-26-2423

愛知県県民文化局人権推進課

☎ 052-954-6167

あま市市民生活部人権推進課

☎ 052-444-0398

あま市人権ふれあいセンター

☎ 052-444-5393

ハンセン病のこと 知っていますか？

ハンセン病は、ノルウェーの医師アルマウェル・ハンセンによって発見された感染力が非常に弱い「らい菌」による感染症です。「ハンセン病」という病名はこの発見者にちなみ名づけられました。

当時、ハンセン病はおそろしい病気であるとの誤解から、ハンセン病患者は、強制的に療養所に収容され、そこから出られず子孫を残すことも許されませんでした。

また、ハンセン病患者を県からなくそうとする「むらいけんうんどう無癩県運動」が官民一体となって行われていたときもありました。隔離政策は、平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられました。

ハンセン病強制隔離に抗した 医師 小笠原 登

強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきことであり、らいは不治ではないという自分の信念と経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。



しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマンイズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。

創作劇「空白のカルテ」(72分) のご紹介 ～ハンセン病強制隔離に抗した医師・小笠原登物語～

旧甚目寺町名誉町民で、ハンセン病患者を国の強制隔離から守った小笠原登医師の生涯をつづった劇。

国が1931年に患者の隔離を決めたのに対し、京都帝国大学で治療に取り組んだ小笠原医師は「感染力が弱く、隔離は不必要」と訴えた。患者を隔離から守ろうと、カルテの病名欄を空白にしたり、別の病名を記入したりした。

劇の題名は、国の政策に反してまで患者の人権を守ろうとした小笠原意思の偉業にちなんだ。

ハンセン病とされた娘が母親から強引に引き離されて療養所に入所させられる場面や、患者に「大丈夫。治療すれば治ります。」と優しく語りかける様子などを描いている。

あま市人権ふれあいセンター1階エントランスでは、故小笠原登博士の功績を称えて、遺品・遺稿を展示しています。

人権に関するDVD等、視聴覚教材の貸出しも行っており、創作劇「空白のカルテ」も貸出DVDに含まれています。学校での人権教育、企業での人権啓発研修会、あるいは地域での学習会の教材としてもご活用いただけます。ぜひ、ご利用ください。



こどもの人権

ヤングケアラーについて知っていますか？

ヤングケアラーとは、例えばこんな子ども・若者たちです



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、話しきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーに関する相談窓口

- | | | |
|-----------|--------------------------------|----------------------------------|
| ◆市の相談窓口 | 子ども福祉課
学校教育課 | ☎ 052-444-3173
☎ 052-444-0902 |
| ◆その他の相談窓口 | 児童相談所相談専用ダイヤル
24時間子供SOSダイヤル | ☎ 0120-189-783
☎ 0120-0-78310 |

こども家庭庁

あま市HP（ヤングケアラー）

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002024/1009875/1008934.html>



あま市HP（こども家庭センター）

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002024/1009535/index.html>



～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目に向けた世界の国々は、平成元年（1989年）国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）を採択しました。日本も国内におけるこどもの人権尊重への取組を強めることと、こどもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、こどもの貧困問題など、こどもの人権は、近年深刻な状況にあります。こどもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

あま市では
「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」
を設置しております。

- ◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会
児童虐待（子ども福祉課）

☎ 052-444-3173

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/1005272/index.html>

- ◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応
☎ 189



女性の人権

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

令和6年4月1日施行

女性は日常生活や社会生活を送る上で、女性であることにより、様々な困難な問題に直面しやすい状況にあります。



この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

女性のための相談窓口

あま市子ども福祉課

☎ 052-444-3173

愛知県女性相談センター

☎ 052-962-2527

愛知県女性相談センター海部駐在室

☎ 0567-24-2134

その他にも、あま市のホームページで、困りごと・悩みごとなどの相談や情報提供が受けられる窓口を紹介しています。電話相談のほか、面接相談を実施している機関もあります。ひとりで悩まずご相談ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002890/1002896.html>



「男女共同参画社会」って何だろう？

「男性だから女性だからといったことにとらわれずに、その人の個性や能力が十分に発揮できる社会」ということです。一人ひとりが家庭、学校、地域、職場などで男女共同参画の実現に向け、お互いを尊重しましょう。

男女共同参画についてもっと知ろう！

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002890/1002892.html>



インターネットと人権

悪意がなくても、深刻な人権侵害に!!

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

いったん掲載された情報は、完全に削除することは難しいことから、人権を侵害する悪質な情報の掲載については、法的な対応や、業界の自主規制による対策が講じられています。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につける必要があります。

◆インターネット上で差別を助長するような書込みを見つけた場合

あま市役所人権推進課 ☎052-444-0398

◆法務省インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



◆インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット・ホットラインセンターURL

<http://www.internethotline.jp/>



事前登録型本人通知制度に登録しましょう！

不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。➡

受付及び問合せ窓口 市民課 (☎ 052-444-3167)

様式第 1 号（第 4 条関係）

あま市本人通知制度登録申込書

年 月 日

あま市長 様

申込みに みえた方	住 所	〒	—	
	氏 名			
	連絡先			
申込者の区分		1 本人	2 法定代理人	3 代理人

あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名（住民票の写し等 に記録のある者）	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	
連 絡 先		

注 1 裏面の内容をよくお読みください。

注 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注 3 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
(3) あなたが法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類（コピー可））

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	入 力	照 合	本 人 等 の 確 認 書 類		備 考
			☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	

事前登録による住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この申込書により申込みをし、登録された方に係る住民票の写し等（※１）を第三者（※２）に交付した場合に、その旨を通知します。

また、その方が住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、申請をいただくことにより証明書（※３）を交付します。

※１ 住民票の写し等とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。

※２ 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

※３ 証明書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその氏名及び住所です。

- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、あま市住民票の写し等交付通知書を送付します。

- 3 第三者に住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書とご本人であることが確認できる書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて、あま市市民生活部市民課まで申請してください。

- 4 証明書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていない場合は交付の対象とはなりません。

- 5 証明書の交付１件につき、手数料として２００円が必要です。

- 6 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。

- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

（１）登録を希望される方又は登録された方が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合

（２）他の市区町村に居住している場合

- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、あま市住民票の写し等交付通知書、ご本人であることが確認できる書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。

- 9 転出又は転居等により、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

- 10 なお、登録された方が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。